

佐賀県告示第 75 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成 28 年 3 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 都市計画の種類

佐賀都市計画道路 1・4・3号 大和嘉瀬線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分 佐賀市大和町大字久留間字四本松六角、字四本松、字二本松及び字三本松並びに大字池上字一本、字二本、字三本、字三本杉、字五本杉及び字四本杉、鍋島町大字森田字椿一、字四本椿、字椿二、字三本椎、字二本椿、字一本椎、字三本椿、字椿三及び字一本桜並びに大字八戸溝字一本柳、字三本柳及び字四本柳、嘉瀬町大字荻野字三本杉籠及び字一本柳籠、大字扇町字三本柳籠、二本柳籠及び一本柳籠並びに大字中原字五本松籠、字一本柳籠、字松本屋敷籠、字四本黒木籠、字三本谷籠及び字五本黒木籠並びに西与賀町大字高太郎字三本杉及び字船小屋地内

(2) 削除する部分 なし